

三重地方最低賃金審議会  
令和7年度 第1回三重県特定（産業別）最低賃金（合同）専門部会

1 開催日時 令和7年9月18日（木） 10時00分～10時30分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表

恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹 松下奈美子 向山 富雄

労働者代表

奥中 雄二 権 勇作 舘 麦 前田 良彦 山本 晃久

使用者代表

栗須百合香 桑原 一暁 中村 和仁 松井 寿人 山本 正仁

4 議題

- (1) 各専門部会部会長・同代理の選出について
- (2) 議長の選出について
- (3) 最低賃金審議会における審議過程及び決定事項の報告について
- (4) 専門部会運営規程（案）について
- (5) 今後の審議の進め方について
- (6) その他

5 開 会

（室長補佐）

只今から令和7年度三重地方最低賃金審議会第1回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会を合同部会形式により開催させていただきます。本日は、2業種に係る合同の専門部会でございます。

なお、以後、部会名等におきましては、「電線・ケーブル製造業」、「輸送用機械器具製造業」等、略称で呼ばせていただきたいと思います。

専門部会委員の就任の辞令につきましては、本来なら、お一人おひとりに御礼を申し上げ、お渡しさせていただくところでございますが、机上配付とさせていただいております。

本日欠席のご連絡をいただいている委員の方は、労働者代表委員の宮端委員と

使用者代表委員の廣澤委員の合計2名でございます。

最低賃金審議会令第6条第6項に規定されています定足数でございますが、各専門部会とも定足数を満たし、有効に成立していることを御報告させていただきます。

開会にあたりまして、労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

(基準部長)

皆様、おはようございます。

( 皆 )

おはようございます。

(基準部長)

労働基準部長の津田でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ本日以降の特定（産業別）最低賃金の専門部会の委員をお引き受けいただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

また、平素からそれぞれの御立場から最低賃金に係る行政をはじめといたしまして、労働行政全般の運営に多大なる御支援御協力を賜っておりますことにつきまして、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

この特定（産業別）最低賃金につきましては、先般、電線・ケーブル製造業最低賃金、そして輸送用機械器具製造業最低賃金につきまして、改正決定の必要性が有るとの御意見を頂戴いたしたところでございます。

これを受けまして、本日からこの改正について御審議をいただくこととなったところでございます。御承知のところかもしれません、特定（産業別）最低賃金につきましては、その適用を受ける業種の企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補うものとして、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

特定（産業別）最低賃金専門部会委員の皆様におかれましては、これから御審議につきまして、大変な御苦労をおかけすることになると思いますが、先ほども申し上げました特定（産業別）最低賃金の趣旨をお踏まえいただきまして、どうか御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日以降の御審議よろしくお願い申し上げます。

## 6 議事

### (1) 各専門部会部会長・同代理の選出について

(室長補佐)

最低賃金法第25条第4項では、専門部会には、「部会長及び部会長代理を置き、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員の内から委員が選挙する。」と規定されております。

先般、本審の公益委員で各専門部会の部会長及び部会長代理について、御協議い

ただいておりますので、その結果を御報告申し上げます。

電線・ケーブル製造業は、部会長に西川委員、部会長代理に恒岡委員

輸送用機械器具製造業は、部会長に前田委員、部会長代理に恒岡委員

と、このように決めていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

拍手をもって御承認をお願いしたいと思います。

— 拍 手 —

## (2) 議長の選出について

(室長補佐)

ありがとうございました。

続きまして、本日の会議の議長の選出についてでございます。

各専門部会の会議につきましては、部会長が運営するということになっております。

本日は合同部会でございますので、議長は、本審の会長でもございます西川委員にお願いいたしたいと思います。

拍手をもって御承認をお願いします。

— 拍 手 —

(室長補佐)

ありがとうございました。

それでは、西川議長、これよりの会議の運営をよろしくお願ひいたします。

## (3) 最低賃金審議会における審議過程及び決定事項の報告について

(議 長)

只今、御指名をいただきました西川でございます。今日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様、本日は先ほど御説明があったとおり、大変忙しい中の合同部会形式の審議会でございます。本日から特定（産業別）最低賃金の審議に移ってまいりますので、慎重な御審議をよろしくお願ひいたします。

では、只今から合同部会形式による審議会を進めてまいります。

特定（産業別）最低賃金は、7業種ございますが、最低賃金審議会において、申出のありました4業種のうち、電線・ケーブル製造業、輸送用機械器具製造業の2業種について「改正の必要性有り」の答申を行いましたところ、改めて、局長から金額改定の諮問を受けましたので、これから2業種それぞれの専門部会で金額改定の調査審議を進めていただくことになります。

お忙しい中、時間も制約されてタイトになっております。それぞれの御立場がある中で、様々な御無理を申し上げることになると存じますが、繰り返しになります

が慎重なる御審議をよろしくお願ひいたします。

では、御手元にございます事項書に沿って議事を進行させていただきます。

先ず、議事(3)の「最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について」事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい、それでは私の方から、最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について、御説明させていただきます。

資料5を御覧ください。4業種から申出書の提出があり、御覧のとおり7月28日の第2回本審におきまして、労働局長から特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について諮問をさせていただきました。

資料5の2頁を御覧ください。8月19日開催の小委員会におきまして、特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について御審議いただいた結果、2業種について、「改正の必要性有り」とする小委員会報告がなされました。

9月2日の第4回本審におきまして、この小委員会報告を受け、最低賃金改正の必要性の有無について御審議いただいた結果、資料5の3頁のとおり「改正の必要性有り」とする答申を頂戴いたしましたので、資料6のとおり最低賃金の改正決定について労働局長から諮問をさせていただきました。

なお、前後いたしますが、資料4につきましては、改正の必要性有りとなった2業種の申出書でございます。

本日、第1回専門部会を開催させていただいておりますが、今後の審議日程につきましては、後程、それぞれの業種毎に分かれてお集まりいただき、御協議いただきたいと存じます。

令和元年度より、事業場において賃金締切日が20日の事業場が多く、賃金計算が煩雑になるとの御意見・御要望があるため、今年度も最低賃金改正の効力発生日を12月21日として、それを目標に、審議を進めていただきたく存じます。

各専門部会の具体的な日程は、後程、各部会で調整いただきますようよろしくお願ひいたします。

(議 長)

はい、ありがとうございました。

只今の説明につきまして、御確認あるいは御質問等がございましたらお受けいたします。

如何でしょうか。

特にないようでございますので、各専門部会におかれましては、10月23日木曜日に本審で答申が行えるよう日程調整を後程よろしくお願ひいたします。

(4) 専門部会運営規程（案）について

(議 長)

それでは、次の「(4)専門部会運営規程（案）について」事務局の方から説明を

お願いします。

(室 長)

はい。それでは、資料2を御覧ください。

それぞれの委員が担当していただく産業名を入れた運営規程（案）を、御手元に御用意させていただきました。

この専門部会につきましては、こちらの裏面第10条にもございますように、毎年その時限りのもので、異議申出の期間が満了をした時に廃止され、内容的には昨年と同じ内容のものとなっております。

規定について簡単に説明させていただきます。

第4条は「会議の招集」

第5条は「テレビ会議システムを利用する方法」と「委員の会議への欠席の場合の取り扱い」

第6条は「会議は部会長が議長となって議事を進めていただく」ことを

第7条は「会議の公開・非公開について」

第8条は「議事録等に係る取り扱い」について規定

第9条は「審議会会长に報告」

第10条は「専門部会の廃止」

を、規定しています。

主なところは、以上のとおりでございます。

(議 長)

はい、ありがとうございます。

運営規程（案）につきまして、御意見が特になければ、一括して、この（案）のとおりに2業種の専門部会運営規程を決定したいと存じますが、いかがでしょうか。

— 異議なし、の声あり —

(議 長)

はい、それでは、特に御意見がないようですので、この運営規程は本日から発効ということで、施行期日の欄に令和7年9月18日と書き入れていただき、冒頭の（案）を取って決定とさせていただきます。

(5) 今後の審議の進め方について

(議 長)

それでは、次の「(5)今後の審議の進め方について」に議事を進めてまいります。

事務局から提案があるとのことでございますので、説明お願いします。

(室 長)

昨年度から、審議の透明性等を一層高めるため、公労の委員、公使の委員で意見交換いただいた後、公労使の三者が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使

用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を御報告いただくようお願いしているところでございます。

今年度も引き続き労使の代表委員から意見交換概要を御報告いただきたく、御審議よろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、提案のあったとおり、昨年度と同様労使に分かれた御検討後、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を報告いただくという提案について、皆さん御意見いかがでしようか。

まず、労働者代表委員を代表して山本委員より御意見を伺えますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

(山本委員)

電線ケーブル産業の山本と申します。本日は、よろしくお願ひします。

只今の説明につきましては、特に異議はございません。

活発な議論を繰り返せるよう、よろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございます。続いて、使用者代表委員を代表して中村委員より御意見をお願いします。

(中村委員)

使用者側代表の中村でございます。

こちらの方も先程の説明に異議はございませんので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございます。それでは、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を御報告いただくこととしますので、御準備よろしくお願ひします。

それでは、公労の委員、公使の委員で意見交換する部分は、非公開とし傍聴人は退出いただくことにいたします。

労使が分かれて御検討いただくにあたり、「休会」とし、再び、公労使が集まって審議する際には、「再開」として、審議に入ることとします。

続いて、事務局から配付資料の説明をお願いいたします。

(室長)

では、配付資料の説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。昨年の特定（産業別）最低賃金審議経過等一覧です。

日程的には御覧いただいたとおりで、昨年の結審状況は、電線・ケーブル製造業は全会一致、輸送用機械器具製造業も全会一致でございました。

資料7は、求人倍率関係の資料となつてございます。

直近の有効求人倍率は、7月内容で、1.16倍、三重の順位は全国31位、全国が1.22倍となっております。

続きまして、資料8、9、10につきましては、今年度第2回本審の資料でお配りしました「産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移（三重県）」、「鉱工業生産指数の推移・鉱工業製品在庫指数の推移（季節調整済指数）」、「労働経済指標の推移」の最新版でございます。

このうち、「鉱工業生産指数の推移（季節調整済指数）・在庫指数の推移」と「労働経済指標の推移」は、令和7年6月分まで、一部7月分まで追加して作成させていただいております。よろしくお願ひいたします。

（議長）

ここまで沢山の御説明をいただきましたけれども、資料説明について、何か御質問あるいは、御確認をしていただくようなことがありましたら、御発言をお願いしたいと存じますが、如何でしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御質問等ないようですので、次に進めてまいります。

#### （6）その他

（議長）

次に、「専門部会における審議日程の調整」になります。事務局の方から説明をお願いいたします。

（室長）

はい、御手元に事前に皆様からお伺いいたしました内容を集約した一覧表をお配りさせていただいております。

部会長が出席、かつ、可能な限り公労使委員が御出席いただけるように、提案をさせていただける日を考えさせていただきました。

具体的な提案日程としては、

電線・ケーブル製造業は、早い日付順に

9月30日（火）午後

10月3日（金）午前

10月14日（火）午後

10月17日（金）午後

輸送用機械器具製造業は、早い日付順に

10月2日（木）午後

10月8日（水）午後

10月16日（木）午後

10月20日（月）午後

となりますが、委員の皆様の御都合も新たに変わっている可能性もあるうかと思いますので、一つの案として御検討いただければということでお願いをいたします。

複数の部会を担当されている委員の方もおられますので、他の部会と重ならないようというところも考慮させていただきました。

今回4回候補日時を申し上げましたが、現時点で確保できた枠であること、また、他の部会との調整で只今申し上げたものと別の日程も候補となりうることを付け加させていただきます。

最初に申しましたように、10月23日木曜日午前10時から本審の開催を考えておりますので、それに間に合うような形での日程設定での御配慮いただきますようお願いいたします。

(議長)

はい、ありがとうございました。只今、説明がありましたように、それぞれの専門部会の委員の間で、事務局から提案されました日程についての御検討をどうぞよろしくお願いいたします。

各部会長におかれましては進行、日程調整をよろしくお願いいたします。

事務局の方から、各部会の検討場所の説明をお願いします。

(室長)

電線・ケーブル製造業は労側委員席に、輸送用機械器具製造業は使側委員席に、お集まりいただくようにしていただき、公労使で最終日程調整をよろしくお願いいたします。

日程調整を終えましたら事務局の方へ結果を御報告をよろしくお願いいたします。

## — 日程調整 —

(室長)

それぞれの専門部会で日程調整をしていただきましたので、その結果を御報告させていただきます。

電線・ケーブル製造業は、

2回目・・9月30日(火)午後1時30分

3回目・・10月3日(金)午前10時00分

4回目・・10月17日(金)午後1時30分

輸送用機械器具製造業は、

2回目・・10月2日(木)午後1時30分

3回目・・10月8日(水)午後1時30分

4回目・・10月16日(木)午後1時30分

ということで、調整をしていただきましたので、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、今報告ございましたように調整いたしましたけれどもよろしいでしょうか。

(室長)

それでは、お手数ですが、調整後の日程を御手元で記録していただきますようお願いします。

今後開催の第2回から第4回までの各専門部会、10月23日木曜日開催予定の本審につきましては、後日、委員の先生方に開催通知文を郵送させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

(議長)

今、再度説明がございましたように、第2回、第3回、それと予備日として第4回という考え方で進めてまいります。

それぞれの専門部会で事情があるとは存じますが、この後のことは、それぞれの専門部会で御審議して決めていただけたらと思います。時間的制約もありますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、合同部会ということで、最後に各専門部会の開催日程を調整していただき、いよいよ、これから金額審議を進めていただくことになります。

本日予定されておりました議題は以上でございます。先程日程調整をしていただきましたけれども、非常に限られた日程の中で、皆様お集まりいただきまして審議いただくことになるかと存じます。

それぞれ各業界を代表する皆様でございますので、それぞれの御立場があるのは重々承知しておりますが、各業界の代表としてのイニシアティブをとっていただきまして、全会一致になるよう御努力いただき、それぞれの業界のために熱心な御審議を最後までよろしくお願ひいたします。

皆様一同にお集まりいただくことは本日限りとなります。最後までよろしくお願ひします。

これで合同部会終了です。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上